

第 4 3 9 回 (定 例) 福 崎 町 議 会 会 議 録

平 成 2 3 年 6 月 2 0 日 (月)

午 前 9 時 3 0 分 開 会

1 . 平 成 2 3 年 6 月 2 0 日、第 4 3 9 回 (定 例) 福 崎 町 議 会 は、福 崎 町 役 場 に 招 集 さ れ た。

1 . 出 席 議 員 1 5 名

| | | | |
|-----|---------|-------|---------|
| 1 番 | 北 山 孝 彦 | 9 番 | 宮 内 富 夫 |
| 2 番 | 牛 尾 雅 一 | 1 0 番 | 釜 坂 道 弘 |
| 3 番 | 石 野 光 市 | 1 1 番 | 東 森 修 一 |
| 4 番 | 小 林 博 | 1 2 番 | 富 田 昭 市 |
| 5 番 | 志 水 正 幸 | 1 3 番 | 広 岡 史 郎 |
| 6 番 | 福 永 繁 一 | 1 4 番 | 吉 識 定 和 |
| | | 1 5 番 | 高 井 國 年 |
| 8 番 | 難 波 靖 通 | 1 6 番 | 松 岡 秀 人 |

1 . 欠 席 議 員 (な し)

1 . 事 務 局 よ り 出 席 し た 職 員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 吉 識 功 二

1 . 説 明 の た め 出 席 し た 職 員

| | | | |
|--------------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 嶋 田 正 義 | 副 町 長 | 橋 本 省 三 |
| 教 育 長 | 高 寄 十 郎 | 技 監 | 中 島 勉 |
| 会 計 管 理 者 | 牛 尾 敏 博 | 総 務 課 長 | 尾 崎 吉 晴 |
| 企 画 財 政 課 長 | 近 藤 博 之 | 税 務 課 長 | 山 口 省 五 |
| 住 民 生 活 課 長 | 松 岡 英 二 | 健 康 福 祉 課 長 | 高 松 伸 一 |
| ま ち づ くり 課 長 | 志 水 利 雄 | 産 業 課 長 | 井 上 茂 樹 |
| 下 水 道 課 長 | 山 本 欽 也 | 水 道 課 長 | 長 澤 茂 弘 |
| 社 会 教 育 課 長 | 山 下 健 介 | 学 校 教 育 課 長 | 後 藤 守 芳 |

1 . 議 事 日 程

- 第 1 総 括 質 疑
- 第 2 委 員 長 報 告 ・ 質 疑
- 第 3 討 論 ・ 採 決
- 第 4 閉 会 中 の 所 管 事 務 調 査 申 出

1 . 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 日 程 第 1 総 括 質 疑
- 日 程 第 2 委 員 長 報 告 ・ 質 疑
- 日 程 第 3 討 論 ・ 採 決
- 日 程 第 4 閉 会 中 の 所 管 事 務 調 査 申 出

1 . 開 会 及 び 開 議

議 長 皆 さん、お は よ う ご ざ い ま す。

ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
なお、高井議員から遅着の届け出が出ておりますことを、報告しておきます。
それでは付託をしてありましたすべての案件につきましては、それぞれ委員会での審議が終わり、その審査結果の報告が議長あてに提出されております。
よって、報告のありました案件を本日の会議の議題といたします。

日程第1 総括質疑

議 長 それでは日程により、本定例会に上程されました議案について、総括質疑を受けてまいります。
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、ご質疑をいただきますようお願い申し上げます。
それでは、質疑がございましたらどうぞ。
議 長 ございませんか。
(「ありません」の声あり)
議 長 ないようでございますので、以上で総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
6月13日の本会議2日目において、8件の案件がそれぞれの委員会に付託されて慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て議長あてに審査報告書が提出されております。
これから、各委員長からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。
それでは、審査をお願いした順によろしくお願いをいたします。
まず、総務文教常任委員会からの報告でございます。
事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。
東森総務文教 皆さんおはようございます。
常任委員長 総務文教常任委員会から報告いたします。
付託案件、議案第38号、議案第39号、議案第43号、計3件について、慎重審議いたしました。
審査の結果は事務局朗読のとおり、全員賛成で原案のとおり可決することになりました。
平成23年6月13日、議会本会議において付託された案件につき、6月14日、役場第1委員会室に委員会を招集し、町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長の出席を求めて、慎重に審査をいたしました。
議案第38号、福崎町職員の互助共済制度に関する条例の制定について、現条例と新条例との相違点はとの質疑があり、第2条に会員が追加されたこと、第3条の事業内容の多様化に対応するため、文言の整備をしました。また、退職生業資金を削りましたとのことでした。
議案第39号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、給与条例では県互助会と町互助会の両方を天引きしているのかとの

質疑があり、両方とも天引きしているとのことでした。

議案第43号、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起については、相手側にいきなり訴状が届くのは失礼ではないのかと質疑があり、事前に事件の経緯を丁寧に説明した文書を送りますとのことでした。また、裁判には勝てるのかとの問いに、民法第162条の規定により、20年以上占有しているので問題はないとのことでした。

付託案件3件について、委員全員の賛成により原案のとおり可決することに決定いたしました。

皆様のご賛同を得ますように、よろしく願いいたします。

以上、総務文教常任委員会からの補足説明といたします。

議 長 総務文教常任委員長からの補足説明が終わりました。

委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、民生常任委員会からの報告でございます。

事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりました。

6月15日に開催されました民生常任委員会に委員長が欠席でしたので、副委員長から補足説明を求めます。

牛尾民生 民生常任委員会から報告いたします。

常任副委員長 本会議2日目に付託になった案件、議案第40号、平成22年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、議案第41号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、議案第42号、平成22年度福崎町水道事業剰余金処分についての3件について、6月15日、役場第1委員会室に委員会を招集し、町長、副町長、担当課長の出席のもと、審査を行いました。

まず、議案第40号についての質疑で、資産減耗費の主なものは何かとの問いに、送水管の減耗が一番大きいものとのことでした。またその中で特に残存価格が大きいものについての問いに、下水道工事に伴う配水管の移設工事ですとの答弁でした。

また、現在の石綿管残存率の問いに、21年度末の総延長は4,168メートルだったものが、22年度に西治ほ場整備事業の関係で225メートル入れかえたので、22年度末で3,943メートルとなり、残存率は2.1%の回答で、残存率をゼロにする計画はあるのかの問いに、中島、西光寺に石綿管が残っているが、下水道工事に合わせて入れかえをすることにしていて、旧配水池への送配水管に残るものについては、旧配水池の考え方に合わせて決めていきたいとのことでした。

次に、送配水に係るポンプ等の自己発電装置についての問いに、下水処理場に設置してある発電機を余り利用しなくなったことから、福田水源地で活用し、水害等による停電の際にはポンプが回せるようにしたいとのことでした。

次に、利益金の使い方について、ただ単に減債積立金に回すということだけでなく、今後の投資計画の中に生かしていくことが前の料金改定の趣旨に合うのではないかと問いに、高度処理とともに配水池の耐震化、耐震管の鋳鉄のNS工法対応等、新たに検討を加えていきたいとのことでした。

議案第41号については、企業別に契約水量、料金の変更を考えるのかとの問

いに、考えていませんが、料金改定も含めた検討を行うときに考えていきたいとのことでした。

議案第42号については、減債積立金は法定の最低5%にし、後は建設改良積立金に回すべきではとの問いに、基本的には予算のとおり進めていきたいとのことでした。

採決を各議案ごとに行った結果、議案第40号及び議案第41号は全員賛成で原案のとおり認定すべきもの、議案第42号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたしまして、報告といたします。

議 長 民生常任副委員長からの補足説明が終わりました。

副委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、民生常任委員会の報告に対する質疑を終結いたします。

次は、産業建設常任委員会からの報告でございます。

事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

石野産業建設常任委員長 産業建設常任委員会から、13日の本会議で付託のあった議案第44号、福崎町道路線の廃止及び認定について、議案第45号、福崎町公共下水道福崎浄化センター(汚泥処理施設)の建設工事委託に関する基本協定の締結についての両案についての審議内容と結果について、報告いたします。

6月16日、第1委員会室で、町長、副町長、技監、各関係課長出席のもと委員会を開き、両案について慎重に審議を行いました。

議案第44号、福崎町道路線の廃止及び認定については、平成20年度に実施した道路等級見直しを受け、道路等級と路線名を一致させること、路線名、始点、終点についても現状に合致させることを目的として、748路線、総延長25万4358.80メートルを一括廃止し、新たに757路線、総延長25万2918.98メートルを認定しようとするもので、ほ場整備により再認定せず廃止のみの分として374号、771号、887号の3路線があります。委員から廃止と認定での総延長の差について質疑がありましたが、再認定しない路線だけでなく、交差点など共用部による重複を整理したことによるものとの答弁がありました。また、今後の住民への情報提供についての問いには、できるだけ早い時期にホームページに路線名も含め掲載したいとの回答がありました。

議案第45号、福崎町公共下水道福崎浄化センター(汚泥処理施設)の建設工事委託に関する基本協定の締結については、現在、水処理施設第1、第2系列に対応するものとして、第1汚水処理施設が稼働しています。本年末、水処理施設第3、第4系列を供用開始する計画で、これに対応する汚泥処理施設第2系列を建設するため、日本下水道事業団に2億9,400万円で委託契約しようとするものであります。委員からの委託契約締結後のスケジュールについての質疑に対し、23年度中に機械製作、24年度中に機械の設置を行い、早ければ24年中、遅くとも24年度内に供用開始する予定との答弁がありました。

議案第44号、福崎町道路線の廃止及び認定について、議案第45号、福崎町公共下水道福崎浄化センター(汚泥処理施設)の建設工事委託に関する基本協定の締結についての両案とも、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと本委員会決定しましたので、これをもって産業建設常任委員会からの補足説明、報告と

させていただきます。

議 長 産業建設常任委員長からの補足説明が終わりました。
委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。
以上をもって、委員長報告並びに委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、討論・採決であります。
議案番号順に1件ずつ進めてまいります。
それでは議案第38号、福崎町職員の互助共済制度に関する条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第38号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第38号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第39号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第39号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第39号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第40号、平成22年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第40号について、本案に対する民生常任委員会の報告は、原案のとおり認定するであります。
報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)

議 長 起立多数であります。
よって、議案第40号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次、議案第41号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定

について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第41号について、本案に対する民生常任委員会の報告は、原案のとおり認定するであります。
報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)

議 長 起立多数であります。
よって、議案第41号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次、議案第42号、平成22年度福崎町水道事業剰余金処分について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第42号について、本案に対する民生常任委員会の報告は、原案のとおり可決するであります。
報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)

議 長 起立多数であります。
よって、議案第42号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第43号、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起についてでございます。
釜坂道弘議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、本件の討論、採決が終了するまでの間、しばらく退場をお願いいたします。
しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時52分

再開 午前9時52分

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
議案第43号、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第43号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第43号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
ここで、釜坂道弘議員の除斥を解除いたします。
しばらく休憩いたします。

休憩 午前 9 時 5 3 分

再開 午前 9 時 5 3 分

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次、議案第 4 4 号、福崎町道路線の廃止及び認定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第 4 4 号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 4 4 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 4 5 号、福崎町公共下水道福崎浄化センター(汚泥処理施設)の建設工事委託に関する基本協定の締結について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第 4 5 号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 4 5 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件で、審査報告のありました案件の討論・採決を終了いたします。

日程第 4 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査等の申出であります。
お手元に配付いたしておりますように、各常任委員長からそれぞれ所管事務調査の申出が議長あてに提出されております。事務局に一括して朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりました。それぞれ申出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査等申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、本会議 3 日目の日程はすべて終了いたしました。

あす 2 1 日は、1 番目の通告者、福永繁一君の一般質問からお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

本日はこれにて散会することにいたします。大変ご苦労さまでございました。

散会 午前 10 時 00 分